

伊賀市公共施設最適化計画検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 伊賀市公共施設最適化計画の策定にあたり、附属機関の設置等に関する条例（平成19年伊賀市条例第31号）第2条の規定に基づき、伊賀市公共施設最適化計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(定義)

第2条 この要綱において、公共施設の最適化とは、伊賀市公共施設最適化方針に基づく公共施設の適正な配置及び管理運営の適正化をいう。

(設置期間)

第3条 委員会の設置期間は、平成27年3月31日までとする。

(委員会の任務)

第4条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討及び協議し、その結果を報告書としてまとめ、市長に答申するものとする。

- (1) 公共施設の最適化計画に関すること。
- (2) 行動計画に関すること。
- (3) その他必要な事項

(組織)

第5条 委員会は、委員8人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、前条の任務が終了するまでとする。

(会長及び副会長)

第6条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の半数以上の者の出席がなければ開くことはできない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、財務部管財課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成26年4月1日から施行する。